

秋田県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 令和三年三月三十一日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

秋田県規則第十五号

秋田県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

秋田県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年秋田県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（記録の整備）</p> <p>第二条 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、当該入所者の退所の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 第十九条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録</p> <p>（職員の配置の基準）</p> <p>第四条 略</p> <p>2 11 略</p> <p>12 条例第十二条第一項第三号、第六号及び第七号並びに第一項第三号、第六号及び第七号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームには、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ当該各号に定める職員により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、当該職員を置かないことができる。</p> <p>一 養護老人ホーム 生活相談員、栄養士又は調理員、事務員その他の職員</p>	<p>（記録の整備）</p> <p>第二条 養護老人ホームは、入所者の処遇の状況に関する次に掲げる記録を整備し、当該入所者の退所の日から五年間保存しなければならない。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 第十九条第二項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録</p> <p>（職員の配置の基準）</p> <p>第四条 略</p> <p>2 11 略</p> <p>12 条例第十二条第一項第三号、第六号及び第七号並びに第一項第三号、第六号及び第七号の規定にかかわらず、サテライト型養護老人ホームには、次の各号に掲げる本体施設の区分に応じ当該各号に定める従業者により当該サテライト型養護老人ホームの入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、当該従業者を置かないことができる。</p> <p>一 養護老人ホーム 栄養士又は調理員、事務員その他の職員</p>

二〇五 略

(身体的拘束等の適正化を図るための措置)

第七条の二 条例第十三条第六項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 条例第十三条第四項に規定する身体的拘束等（以下単に「身体的拘束等」という。）の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の職員に周知徹底を図ること。

二 略

三 支援員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

(施設長の責務)

第十二条 施設長は、職員に条例第七条から第九条まで、第十三条及び第十五条から第十七条の二までの規定並びに第二条、第六条から前条まで及び次条から第十九条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(生活相談員の責務)

第十三条 条例第十五条第一項の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一・二 略

三 第十九条第一項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録を行うこと。

2・3 略

(勤務体制の確保等)

二〇五 略

(身体的拘束等の適正化を図るための措置)

第七条の二 条例第十三条第六項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

一 条例第十三条第四項に規定する身体的拘束等（以下単に「身体的拘束等」という。）の適正化のための対策を検討する委員会を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、支援員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二 略

三 支援員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(施設長の責務)

第十二条 施設長は、職員に条例第七条から第九条まで、第十三条及び第十五条から第十七条までの規定並びに第二条、第六条から前条まで及び次条から第十九条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(生活相談員の責務)

第十三条 条例第十五条第一項の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一・二 略

三 第十九条第二項の規定による事故の状況及び当該事故に際して講じた措置についての記録を行うこと。

2・3 略

(勤務体制の確保等)

第十四条 略

2 略

3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項に規定する者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

（衛生管理等）

第十五条 略

2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 略

三 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。

四 略

3 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。

（事故発生の防止及び事故発生時の対応）

第十四条 略

2 略

3 養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（衛生管理等）

第十五条 略

2 養護老人ホームは、当該養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一・二 略

三 当該養護老人ホームにおいて、支援員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的の実施すること。

四 略

（事故発生の防止及び事故発生時の対応）

第十九条

2 | 養護老人ホームは、条例第十七条第三項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。

(電磁的記録等)

第二十條 養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するものうち、この規則の規定において書面(条例第十七条の三に規定する書面をいう。以下同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る同条に規定する電磁的記録により行うことができる。

第十九条 条例第十七条第一項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- 一 事故が発生した場合の対応、次号の規定による報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。
 - 二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること。
 - 三 事故発生防止のための委員会を定期的開催すること。
 - 四 支援員その他の職員に対し、事故発生防止のための研修を定期的実施すること。
- 2 | 養護老人ホームは、条例第十七条第二項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。
- 3 | 略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間におけるこの規則による改正後の秋田県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「新規則」という。)第十四条第三項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、新規則第十五条第二項第三号の規定にかかわらず、養護老人ホームは、その職

員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。